

函館厚生院看護専門学校ソーシャルメディア公式アカウント運用規程

（目的）

第1条 函館厚生院看護専門学校（以下、本校）では、学生・関係者の利便性向上を図るための情報発信手段としてソーシャルメディアを活用する。また、インターネットやソーシャルメディアの特性を踏まえて、本校と第三者の利益保護のため、函館厚生院看護専門学校ソーシャルメディア公式アカウント運用規程（以下、本規程）を作成し、これに基づいて運営・利用する。

（公式アカウント）

第2条 次のサービス・アカウントを本校が運営する公式アカウントとする。なお、本校は事前に通知することなく、公式アカウントを変更・終了することがある。

Instagram（ユーザー名：koseiin_kango、名前：函館厚生院看護専門学校、
URL：https://www.instagram.com/koseiin_kango/）

（基本方針）

第3条 本校からの情報発信のみに利用する。

- 2 発信内容は本校公式ホームページの内容を元とする。
- 3 ソーシャルメディア上のコメントやダイレクトメッセージ等に対して返信を行わない。
- 4 本規程制定後、函館厚生院が運営する事業所以外を除き、他アカウントのフォローは行わない。

（利用者）

第4条 公式アカウントを閲覧・利用しようとする全ての個人・団体を利用者とする。

- 2 利用者は各ソーシャルメディア運営会社が定める利用規約および本規程に従い、公式アカウントを閲覧・利用することができる。
- 3 公式アカウントを閲覧・利用した場合は、本規程に同意したものとみなす。
- 4 公式アカウントに対して投稿された内容は全て公開情報とみなし、本校が保存・記録することができる。

（禁止行為）

第5条 次に示す行為やそれらを助長する行為は、本校又は第三者に不利益となる可能性があるため禁止する。本校が禁止行為にあたる投稿等と判断した場合は、当該利用者または運営会社への削除請求、当該利用者へ事前通知のない削除、当該利用者の公式アカウントへのアクセス拒否（ブロック等）を行うことがある。

- ①各ソーシャルメディア運営会社の禁止事項
- ②公式アカウントの運営を妨げる行為や趣旨に反する行為
- ③個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- ④特定の個人・団体の名誉や信用を傷つける行為
- ⑤法令や犯罪行為、公序良俗に反する行為
- ⑥個人の思想や宗教、政治的活動などの行為
- ⑦本校を含む第三者になりすます行為
- ⑧その他本校が不当と判断する行為

(知的財産権)

第6条 公式アカウントに掲載されるすべての情報(テキストや画像等)の知的財産権は、本校又は原権利者に帰属する。著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁じる。

(免責事項)

第7条 公式アカウントに表示される各種情報(本校の発信内容、第三者の投稿等)の正確性・完全性・有効性等について保証するものではない。

2 公式アカウントの利用に際して発生した、損害・損失・不利益等第三者等とのトラブルについて、本校はその責任を負わない。

3 利用環境や通信障害によってページ等が利用できない場合に発生した損害・損失・不利益等について、本校はその責任を負わない。

4 本校はソーシャルメディアの機能や安全性について保証しない。

附則

本規程は、令和4年8月1日より施行する。